

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成23年度行政監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成24年11月 8 日

長野県監査委員 吉 澤 直 亮
 同 田 口 敏 子
 同 上 野 紘 志
 同 風 間 辰 一

検討事項及び監査委員の意見	措置状況及び意見に対する方針	所管課(室)
<p>パーソナルコンピュータの適切な管理【検討事項】</p> <p>様々なデータを扱っているパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）は、適切に管理しなければなりません。不用パソコンのうち、備品か消耗品かが不明なパソコンが全体の約3割を占める現状は、決して適切とはいえません。</p> <p>その背景には、パソコンを備品として購入した場合、他の備品と同様に、取得から廃棄処理までを内部事務総合システム（物品管理システム）により管理しているものの、廃棄の登録処理を行った時点でシステム上の管理は終了するため、その後の処分の有無まで確認できないこと、一方、消耗品として購入した場合には、購入関係書類等を一定期間の保存年限が経過したのちに廃棄した結果、一連の経過が不明になる場合があることなどが考えられます。</p> <p>以上の状況を踏まえ、パソコンについては、取得から処分までの一体的な管理が必要なことから、備品又は消耗品の区分にかかわらず、パソコンの適切な管理方法について検討してください。</p>	<p>措置状況</p> <p>パソコンの適切な管理（①備品、消耗品、リース物品の場合について、それぞれの取得時、使用期間中、処分時に留意する事項、②遊休物品としての活用、③データ消去の徹底、④再資源化の推進等）を内容とする通知を、情報システム推進室長との連名で財産管理者あて発出し、周知しました。（「パーソナルコンピュータの適切な管理について（通知）」（平成24年9月27日付け24財活第162号・24情統シ第101号））</p>	<p>財産活用課</p>
<p>データの適切な管理等【監査委員の意見】</p> <p>不用なパソコンを処分する際、パソコン内に保存されているデータの消去を行ったかが不明であったり、データを消去しないまま長期間保管しているなど、データの管理に関して適切でない事例が見受けられました。</p> <p>パソコン内の情報管理については、「長野県情報セキュリティポリシー」（平成14年8月決定）により定められているところですが、その周知について徹底を図ってください。</p>	<p>意見に対する方針</p> <p>現在、不用となったパソコンについて、行政情報ネットワークへの接続廃止の協議があった場合は、その都度、決定通知書において「廃止するパソコンを廃棄する際にはハードディスク内のデータを完全に消去し、情報漏洩のないようにしてください。」との注意喚起を行っていますが、データの管理に関して適切でない事例が見受けられることから、文書による通知、職員の情報セキュリティ研修会等を通じ、より一層の周知徹底を図ります。</p>	<p>情報システム推進室</p>
<p>データの適切な管理等（続き）【検討事項】</p> <p>一方、データを消去している場合であっても、消去方法などについて、機関によって対応にばらつきがみられました。</p> <p>データには、個人情報等も含まれることから、その重要性に鑑み、データの適切な消去方法、消去時期等について検討してください。</p>	<p>措置状況</p> <p>データの適切な管理については、本年度の職員情報セキュリティ研修会等において、長野県情報セキュリティポリシーに規定しているパソコンを廃棄する際のデータの消去方法（データ消去プログラムの使用、物理的破壊等）を具体的に紹介し、その消去時期についても、備品であれば不用決定決議を行った後に、消耗品の場合は管理者が不用と認めた時点で、それぞれ速やかにデータを消去することとして周知徹底を図りました。</p> <p>また、平成24年9月27日付け通知においてもデータの適切な管理等について周知徹底を図りました。</p>	<p>情報システム推進室</p>